

公告 第832号
令和8年8月17日

オムロン健康保険組合
理事長 永宗 秀規
(公印省略)

組合同規約一部変更の公告

下記のとおり組合同規約の一部変更がありましたので公告します。

記

オムロン健康保険組合の規約の一部を次のように変更する。

(1) 第5条の変更

新	旧
第 5 条 この組合の組合会の議員定数は <u>22人</u> とする。	第 5 条 この組合の組合会の議員定数は <u>26人</u> とする。

附 則

この規約は、令和8年12月21日から適用する。

公告期間 令和8年8月17日 ～ 令和8年8月31日